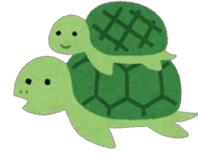


家庭・子ども支援事業について

～ あせらず ゆっくり みんなで ～



家庭・子ども支援課【あゆみ】

1 家庭・子ども支援事業の状況

(1) 支援対象児童生徒数(人)

	R 4 年度 (4月当初)			R 4 年度 (4月～12月末の実績)			R 4 年度 支援実施 総数
	学 校 依 頼	保 護 者 依 頼	計	学 校 依 頼	保 護 者 依 頼	計	
はじめの一步 (児童生徒への対応)	30	10	38※	8	4	12	50
ささえて一步 (家庭問題への対応)	4	1	4※	7	3	10	14
いっしょに一步 (学校生活への対応)	2	1	3	1	4	5	8
計	32※	9※	40※	12※	11	14※	54※

※重複する場合があるため、計とは一致しない。

(2) 家庭訪問等の実績(回)

	R 3 年度 実施した支援(年間)		R 4 年度(12月末) 実施した支援	
学校や関連機関と行ったケース会議等の回数	1 2 3		101	
家庭訪問で直接支援した回数	3 8 6	6 2 0	246	481
公民館や学校等で直接支援した回数	2 3 4		232	
保護者と面談した回数	2 3 7		164	

(3) 改善等が図られた児童生徒の状況(人)

児童生徒の状況		R 3 年度 (年間)		R 4 年度 (12月末)	
登校できた	相談室等に通うことができた		6		10
	相談室等に定期的に通うことができた	24	6	37	13
	教室に通うことができた	※	14	※	8
	教室に定期的に通うことができた		1		11
適応指導教室やフリースクールとつながった	適応指導教室等に通うことができた	16	9		6
	適応指導教室等に定期的に通うことができた	※	7	19	13
生活の改善(安定)が見られた	精神的な安定や向上が見られた	28 ※	22	28 ※	22
	生活習慣が改善された		10		5
	親子関係等の家庭環境が改善された		10		13
新たに医療とつながったり、検査が行えたりした		10		5	
新たに関係機関とつながった		8		4	

※重複する場合があるため、計とは一致しない。

2 支援事例

事例1 はじめの一步・ささえて一步(小6 男子 本人支援・保護者支援・他機関との連携)

- ・夏休み明けから不登校となり、10月以降は学級担任が家庭訪問をしても、本人が応じない状況になった。
- ・本児は、知的理解力は高いが、特定のことへのこだわりが強いという特徴があった。不登校傾向が強くなって以降は、対人関係で強迫観念(不安な気持ちが常に付きまとう状況)に悩むようになっていった。
- ・本児は、以前から母親に対して拒否的な態度をとっており、家庭内で暴れることが頻発していたため、家庭では、母親が別居し、本人の感情を荒立てないという方策を取ったが、それにより、父母の連携が難しくなり、学校への父母の協力が得にくい状況になっていった。
- ・その後、家庭から相談があり、本人への対応に加えて家族間調整の必要もあったことから、あゆみとこ相センが連携をとりながら対応することとし、本課が両親と面談を行いながら、こ相センは医療との連携を図り、12月にようやく本児の受診につなげることができた。
- ・医療受診という第1歩は踏み出せたが、今後、本児や家族を支えていくためには様々な機関が連携するとともに、専門性の高い心理的・社会的アプローチが必要となる。

事例2 はじめの一步・ささえて一步(小5 女子 本人支援・保護者支援)

- ・年度当初より登校が不安定であったが、10月頃から週1日、2時間だけの登校になってしまった。
- ・昨年度末、両親が離婚して父子家庭となり、離婚した母親はパートナーと隣接市で生活しているため、本児が母親に面会に行っても同居のパートナーと一緒にいるという状況であり、愛着形成の面で、大人の事情に左右されてきた。
- ・このため、学校では父親とともに、養育歴や本児の特性など、問題の背景に関する見立てを共有し、本児への支援として、「失われた大人への信頼感の回復」を長期目標に設定した。
- ・現在、あゆみ相談員と指導主事が家庭訪問を行い、相談員が本児と1対1の信頼関係をつくること、指導主事は父親に対して、家庭教育に関する今後の対応の相談に当たっている。
- ・今後、本児が大人への信頼を回復するためには、本児と関わりを持てる大人や関係機関を増やすことが必須であり、そのためには、経験豊かで専門知識を有する職員による継続的な対応が求められる。

3 課題

本課「あゆみ」の支援内容は、児童・生徒だけでなく、その背景にある家庭・保護者に対する支援も大きな比重を占めてきている。家庭内で蓄積されてきた様々な要因が複雑に絡み合い、子どもの成長に影響を与え、その結果として、不登校や問題行動、親子関係の崩れなどの形で表出していることが少なくない。

こうした課題を軽減したり解消したりするためには、家庭以外の他者との信頼関係の構築や、家庭と学校との協働体制づくりが鍵となる。そして、基本となる児童・生徒への対応に加え、家庭・保護者に対してもカウンセリングマインド※を持って対応したり、社会的支援に関する幅広い知識を持って寄り添ったりしながら助言していくことが求められる。

このため、「あゆみ」には、社会福祉士や臨床心理士等の専門的な知識・技能を有する職員を配置し、現在の体制の強化を図ることが急務であると考えている。

※受容、傾聴、共感の3つを意識し、コミュニケーションを円滑にするための技法・心構え

4 更なる支援の推進に向けて

(1) 本市の教育委員会のこれまでの取組

近年、学校において、不登校やいじめ、暴力行為などの問題行動が顕在化すると共に、それに伴い教員の負担が増大することで、教員が本来行わなければならない授業などの業務に集中できない事態が生じてきている。

そこで、本市教育委員会では、増え続ける不登校・問題行動やその背景にある家庭への支援を担当する組織として、令和 2 年度に教育委員会事務局の学校教育課内に家庭・子ども支援室を設け、翌令和 3 年度には、教育委員会事務局の課として家庭・子ども支援課を設置し、多くの児童生徒・保護者を支援して確かな実績を上げてきている。

このような取組を行う中で、主に学齢期の児童生徒の教育に携わる教育委員会は、教育的観点からだけでなく、子どもが健やかに育成されることを理念として掲げる児童福祉の観点からも重要な役割を担っている。

(2) こども家庭センターとの連携

国では児童福祉法の改正により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、令和6年度からの「こども家庭センター」の設置を努力義務化したことに伴い、本市では、いち早く、次年度の設置に向けて準備を進めている。

このため、学齢期の児童生徒及び家庭への支援を行ってきた家庭・子ども支援課をはじめとする教育委員会においても、こども家庭センターと連携を図り、両輪となって一体的な支援を行うことは重要である。

(3) 教育委員会内体制の充実・強化

上記(1)及び(2)に記載のとおり、児童福祉の観点からも教育委員会の役割は、益々その重要性が増してきている。

しかし、「3 課題」に記載のとおり、現在の教育委員会には、福祉的な支援や発達障害への支援が行える専門的知識を有する職員が不足している。

今後、相談件数の増加や相談内容の困難化が予想され、こども家庭センターと連携して、児童生徒やその保護者への支援による効果を高め、児童生徒の成長に寄与するためには、専門的知識を有する人材を配置するなどの体制の充実・強化が急務である。